

# 入札説明書

## マイナンバーネットワーク環境における ソフトウェアライセンスの購入

入札説明書一式	添付様式一式
<ul style="list-style-type: none"><li>1 入札説明書</li><li>2 仕様書</li><li>3 競争入札参加資格確認申請書記載例</li><li>4 契約書（案）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>1 競争入札参加資格確認申請書</li><li>2 入札書錯誤無効届（入札参加者が錯誤による入札書を提出した場合、それを無効とするために提出する書類です。）</li></ul>

令和4年11月

奈良県総務部デジタル戦略課

# 入札説明書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記 7 の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

## 1 公告日

令和4年11月15日（火）

## 2 競争入札に付する調達の内容

### （1）入札物件名

マイナンバーネットワーク環境におけるソフトウェアライセンスの購入

### （2）契約条項

契約条件については、別紙「契約書（案）」をベースとして契約書を作成する予定です。

### （3）その他詳細については、仕様書によります。

## 3 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 4 入札保証金

契約の相手方は、入札金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条第1項ただし書の規定に該当する場合は、免除します。

## 5 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

（1）アで示す競争入札参加資格確認申請書の提出を電子入札システムにて（2）で示す提出期限までに提出をしなければなりません。

なお、入札保証金の免除を希望する場合は、審査を行いますので、（1）イに示す書類をあわせて提出してください。

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に關し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

### （1）電子入札システムでの申請

#### ア 競争入札参加資格確認申請書

#### イ 入札保証金免除に係る根拠書類（以下のいずれかを添付してください）

- ・過去2年間に国又は地方公共団体と契約し履行した類似実績の契約書の写し（2件以上）
- ・県を被保険者とする入札保証保険契約書の写し

(2) 提出期限及び場所等

ア 提出期限：令和4年11月29日（火）午後5時まで

（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除く午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く）の間に限る。）

イ 調整期日：令和4年12月2日（金）午後5時まで

（提出期限までに必要書類を提出し、補正を求められた場合は、調整期日までに再提出してください。）

(3) その他

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された申請書等は返却しません。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を令和4年12月5日（月）に電子入札システムにより通知します。

## 6 入札日程等

(1) 入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア) 入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開  「奈良県物品・役務電子入札等システム ポータルサイト」 <a href="https://www.pref.nara.jp/26215.htm">https://www.pref.nara.jp/26215.htm</a>
(イ) 入札説明会	実施しません	
(ウ) 現場説明会	実施しません	
(エ) 入札等に関する質問	公告の日から 令和4年11月22日（火） 午後5時まで	電子入札システムへの入力
(オ) 質問に関する回答	令和4年11月25日（金）	電子入札システムによる回答
(カ) 競争入札参加資格確認等の申請	(ア) の公告の日から 令和4年11月29日（火） 午後5時まで	競争入札参加資格確認等の申請及び書類の提出 ・電子入札システムへの入力（競争入札参加資格確認の申請、入札保証金免除根拠書類） ・書類の提出場所 奈良県総務部デジタル戦略課情報連携基盤推進係 (下記7の(1)で示す場所)

(イ) 入札参加資格確認審査結果通知	令和4年12月5日（月） 午前10時以降	電子入札システムによる通知
(ウ) 入札書の提出	(イ)の通知の日から 令和4年12月7日（水） 午前10時まで	電子入札システムへの入力
(エ) 開札	令和4年12月7日（水） 午前10時30分から	電子入札システムによる開札

(注) 電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前8時30分から午後8時まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。データの送信が期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

## (2) 入札書の取り消し等

提出した入札書は、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を7の(1)で示す場所に6の(1)の(イ)の日時までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

## (3) 入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、原則として、開札日の午後3時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

## 7 問い合わせ先

### (1) 本件入札に関するご質問

〒630-8501 奈良市登大路町30番地（情報管理棟1階）

奈良県総務部デジタル戦略課情報連携推進係

電話 0742-27-8450（ダイヤルイン）

FAX 0742-23-4196

### (2) 電子入札システムの操作に関するご質問

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-021-777

（平日：午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。））

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

## 8 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

## 9 契約書作成の要否等

- (1) 要します。
- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。従って、8で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、6の(3)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

## 11 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

## 12 その他

- (1) 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- (2) その他詳細については、仕様書のとおりです。

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
    - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
    - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
    - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
    - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。